

告 示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県計量検定所長 小堀 和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期 日	時 間	場 所
松 伏 町	平成二十九年五月二十四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	松伏町役場
吉 川 市	平成二十九年五月二十五日及び同月二十六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	吉川市役所来場者 駐車場
八 潮 市	平成二十九年五月二十九日及び同月三十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	八潮市役所前庭駐 車場
三 郷 市	平成二十九年六月一日 平成二十九年六月二日 及び同月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三郷市鷹野文化セ ンター
	平成二十九年六月六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三郷市文化会館

寄居町	平成二十九年六月八日 及び同月九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	寄居町役場
神川町	平成二十九年六月十二日	午前十時から正午 まで	神川町役場神泉総 合支所
		午後一時から三時 まで	神川町役場
上里町	平成二十九年六月十三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	上里町コミュニテ イセンター駐車場
美里町	平成二十九年六月十四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	美里町役場東側駐 車場
本庄市	平成二十九年六月十五日 日から同月十六日まで 及び同月十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	本庄市役所
		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	本庄市児玉文化会 館（セルデイ）
深谷市	平成二十九年六月二十日 一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所岡部総 合支所
		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所川本総 合支所
		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所花園総 合支所
深谷市	平成二十九年六月二十 三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所
		平成二十九年六月二十 六日から同月二十九日 まで	
深谷市	平成二十九年六月二十九日 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所

			鴻 巢 市							上 尾 市		
五日	平成二十九年七月二十		平成二十九年七月十九日 から同月二十一日ま で	平成二十九年七月七日		平成二十九年七月六日		平成二十九年七月五日		平成二十九年七月四日		平成二十九年七月三日
から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
修センター	鴻巢市川里農業研		鴻巢市役所	側駐車場		上尾市立原市公民館 駐車場		上尾市平方支所駐 車場		上尾市上平公園南 側駐車場		上尾市大石支所西 側駐車場